

改正案	現行
<p>(普通責任準備金) 第一条 (略)</p> <p>第一条の二 損害保険会社等(損害保険会社、保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。) 第二条第九項に規定する外国損害保険会社等(以下「外国損害保険会社」という。) 及び法第二百十九条に規定する引受社員(以下「引受社員」という。) をいう。以下同じ。) にあつては、規則第七十条第一項第一号口又は第百五十一条第一項第一号口に定める「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その未経過保険料は、次の算式により計算した値(当該値が一を下回る場合には一とする。) を収入保険料を基礎として計算した未経過期間に対応する責任に相当する額に乘じることにより計算する。</p> $\frac{(R + E)}{P}$ <p>この算式において、R、E及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>R 大規模自然災害リスクに対応する保険料の額として、一定の要件を満たすリスクモデルにより合理的に推計した当該事業年度の支払保険金の期待値(以下「大規模自然災害ファンド」という。)</p> <p>E 大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額</p> <p>P 収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険</p>	<p>(普通責任準備金) 第一条 (略)</p> <p>(新設)</p>

料の額

(注) 1

大規模自然災害リスクは、風災、水災、地震の別に、推定支払保険金と当該事業年度において当該推定支払保険金を超過する災害が発生する確率（以下「超過確率」という。）との相関を表す曲線（以下「リスクカーブ」という。）において、超過確率が一定のパーセントایل値（三・三パーセント点、再現期間三〇年）となる災害を超える規模の災害が発生するリスクをいう。

2| 大規模自然災害ファンドの計算は、以下の要件を満たす工学的事故発生モデル（工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル）により、保険の目的の属性、保険金支払条件別に、合理的に推計しうる数のデータをを用いて推計する。

一| 工学的事故発生モデル

イ| 想定される全ての保険事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ| 保険事故により発生する現象が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ| 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価された弱い弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ| 保険金の支払条件が考慮されていること。

二| 理論分布的事故発生モデル

イ| 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ| 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担

保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価された弱い弱性との関係が考慮されていること。

二 保険金の支払条件が考慮されていること。

ホ 未発生 of 巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

(異常危険準備金)

第二条 損害保険会社等にあつては、規則第七十条第一項第二号又は第百五十一条第一項第二号に掲げる異常危険準備金(第二号を除き、以下「異常危険準備金」という。)の金額は、前事業年度に積み立てた異常危険準備金の金額から、第一号に掲げる金額を控除し、第二号に掲げる金額を加算して計算するものとする。

一 (略)

二 事業年度ごとに異常危険準備金に繰り入れる次に掲げるいずれかの金額

イ 保険種類ごとに、法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める異常危険準備金の繰入れの最低限度額(以下「最低限度額」という。)

(以上の額(最低限度額が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十七条の五第一項及び同法第五十七条の六第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算

(異常危険準備金)

第二条 損害保険会社等(損害保険会社、保険業法(平成七年法律第百五号)以下「法」という。)(第二条第九項に規定する外国損害保険会社等(以下「外国損害保険会社等」という。))及び法第二百十九条に規定する引受社員(以下「引受社員」という。))をいう。以下同じ。にあつては、規則第七十条第一項第二号又は第百五十一条第一項第二号に掲げる異常危険準備金(第二号を除き、以下「異常危険準備金」という。)(金額は、前事業年度に積み立てた異常危険準備金の金額から、第一号に掲げる金額を控除し、第二号に掲げる金額を加算して計算するものとする。)

一 (略)

二 事業年度ごとに異常危険準備金に繰り入れる次に掲げるいずれかの金額

イ 保険種類ごとに、法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める異常危険準備金の繰入れの最低限度額(以下「最低限度額」という。)

(以上の額(最低限度額が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十七条の五第一項及び同法第五十七条の六第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算

入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合には、算入限度額以上の額。）ただし、保険種類ごとに、異常危険準備金の額に当該金額を加算したときにおいて、加算後の異常危険準備金の額が正味収入保険料に法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める異常危険準備金の上限割合を乗じた額（以下「積立上限額」という。）を超えることとなるときは、当該金額から当該超過額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合には零とする。）とする。

ロ イのただし書にかかわらず、積立上限額を超える積立を必要とする合理的な理由がある場合は、当該積立額

ハ ロの場合のほか、イに掲げる金額を繰り入れることが適当でない」と認められる場合には、損害保険会社等の経営の健全性を損なわず、保険契約者の保護に欠けるおそれがなく合理的かつ妥当な方法により計算した金額

2 規則第七十条第一項第二号又は第百五十一条第一項第二号に定める「

収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その前項第二号イに定める最低限度額及び積立上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 最低限度額は、当該事業年度に係る大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額。この場合における期待値は、異常危険準備金の額が次号に定める積立上限額と一致するものとして第一条の二に定めるリスクモデルにより合理的に推計される係数を基礎として計算するものとする。ただし、当該金額の計算が困難な場合は、大規模自然災害ファンドに百分の五十を乗じた金額を当該金額に代えて用いることができる。

二 積立上限額は、リスクカーブにおける超過確率が一定のパールセントイル値（一・四パーセント点、再現期間七〇年）となる災害が発生し

入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合には、算入限度額以上の額。ただし、保険種類ごとに、異常危険準備金の額に算入限度額を加算したときにおいて、加算後の異常危険準備金の額が正味収入保険料に法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める異常危険準備金の上限割合を乗じた額を超えることとなるときは、算入限度額から当該超過額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合には零とする。）とする。）

（新設）

ロ イに掲げる金額を繰り入れることが適当でない」と認められる場合には、損害保険会社等の経営の健全性を損なわず、保険契約者の保護に欠けるおそれがなく合理的かつ妥当な方法により計算した金額

（新設）

た場合の推定正味支払保険金を下回らない額。

3 前項に定める保険種類の異常危険準備金の額が同項に定める積立上限額に満たない場合は、当該積立上限額に達するよう合理的な異常危険準備金の積立計画を策定し、当該計画に則して定められた額を異常危険準備金への繰入れ額としなければならない。

(届出)

第三条 規則第八十五条第一項第十号、規則第六十六条第一項第三号及び規則第九十二条第一項第二号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社等が、異常危険準備金の額の計算に当たって、前条第一項第二号に規定する異常危険準備金に繰り入れる額を同号口又は八に掲げる金額とした場合

四・五 (略)

(新設)

(届出)

第三条 規則第八十五条第一項第十号、規則第六十六条第一項第三号及び規則第九十二条第一項第二号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社等が、異常危険準備金の額の計算に当たって、前条第一項第二号に規定する異常危険準備金に繰り入れる額を同号口に掲げる金額とした場合

四・五 (略)